

奈良県告示第二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十八年四月十五日

奈良県知事 荒井正吾

名称		主たる事務所の所在地		名称		所在地		旧		新		変更年月日	
指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若 しくは居宅介護支援事 業者				訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援 事業所									
有限会社 ソフト	大和高田市 曙町一四一 二一七	ソフト香 芝	香芝市良福 寺一三七一 一ライフ インサンヨ 一良福寺一 〇一	香芝市磯 壁三一 〇一A	香芝市良 福寺一三 七一 ライフイ ンサンヨ 一良福寺 一〇一	平成二十七 年九月十五 日							
有限会社 ソフト	大和高田市 曙町一四一 二一七	ソフト香 芝	香芝市良福 寺一三七一 一ライフ インサンヨ 一良福寺一 〇一	香芝市磯 壁三一 〇一A	香芝市良 福寺一三 七一 ライフイ ンサンヨ 一良福寺 一〇一	平成二十七 年九月十五 日							

ウ	ヒロシヨ	有限会社
九〇一六	大字野口三	大和高田市
	うたたね	訪問介護
九〇一六	大字野口三	大和高田市
口二七九	市大字野	大和高田
一六	口三九〇	市大字野
	年四月一日	平成二十八